

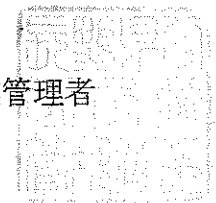
26 企本第 285 号

平成 26 年 (2014 年) 12 月 4 日

一般社団法人長野県宅地建物取引業協会 様

26.12.5

長野県公営企業管理者



「神城断層地震の被災者の県営水道料金の減免に関する取扱要領」
の制定について (通知)

平成 26 年 11 月 22 日に発生した神城断層地震の被災者のうち、県営水道給水区域に避難した者に対し水道料金を減免することとし、別添のとおり標記要領を制定しました。

つきましては、同要領第 2 条第 3 号に該当する被災者への周知及び対象者の把握を行いたいので、下記のとおり対象者の連絡及び減免制度の周知をお願いいたします。

記

1 対象者の連絡

対象者が発生する都度、別紙により対象者の連絡をお願いします。

2 減免制度の周知

別紙チラシにより対象者への周知をお願いします。

長野県企業局水道事業係

駒形弘之 (次長) 小田中真 (担当)

電話 : 026-235-7381

FAX : 026-235-7388

電子メール : kigy@pref.nagano.lg.jp